

◎新潟県告示第901号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生として採用する自衛隊員（海上自衛官 平成27年9月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成27年6月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
募集種目	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男 子	海上自衛隊	若干名	平成27年 6月 8日（月）から 平成27年 6月 26日（金）まで

2 試験期日及び試験会場

試 験 期 日	試 験 会 場
平成27年 7月 4日（土）	陸上自衛隊高田駐屯地
平成27年 7月 5日（日）	陸上自衛隊新発田駐屯地

3 合格発表

平成27年8月3日（月）

4 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

5 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。